

第3期

第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画

令和4（2022）年3月

山 口 県

目 次

	頁
1 背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）	1
3 計画の期間	1
4 管理を行う区域	1
5 管理の目標等	1
(1) 現状	1
(2) 被害状況及び被害防除対策	5
(3) 狩猟者の状況	6
(4) 管理の目標	7
(5) 目標を達成するための基本的な考え方	7
6 鳥獣の数の調整に関する事項	8
(1) 個体群管理の考え方	8
(2) 個体群管理の目標	8
(3) 個体群管理の方法	8
7 生息地の保護及び整備に関する事項	11
8 その他管理のために必要な事項	11
(1) 被害防除対策	11
(2) 調査研究	11
(3) 計画の推進体制	11
(4) 計画の進行管理	12
《用語解説》	13
◇参考資料◇	
資料1 山口県の群れごとの推定頭数及び加害レベル	14
資料2 山口県の加害レベルごとの群れ数及び推定個体数	16
資料3 山口県の群れの加害レベル分布図	17

1 背景及び目的

(1) 背景

ニホンザル（以下、サル）は、戦後の乱獲等によって分布域が減少したものの、昭和53(1978)年から平成15(2003)年までの25年間に分布域は1.5倍に拡大した（環境省自然環境局生物多様性センター 2004）。一方、中山間地域や都市部への分布域の拡大に伴い、全国的に農業被害及び人的被害等が顕在化している。

本県では、全国的な分布拡大と同調して県下広域で被害問題が増加する傾向にあり、有害鳥獣捕獲や防護柵の設置、地域への啓発活動等による被害防除対策の強化による総合的な被害対策を推進してきた。さらに、平成20(2008)年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」）を踏まえ、市町と連携し一層の被害防除に取り組んできたが、依然として被害問題の解消には至っていない。

こうした中、平成26(2014)年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と、特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。本県では、平成28(2016)年3月に第1期、平成29(2017)年3月に第2期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定し、群れ毎の加害レベルに基づく管理を行ってきた。

(2) 目的

山口県におけるサルの生息実態に鑑み、生物多様性の確保や農林業の健全な発展等の観点からサル個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準まで減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させるため、特に管理が必要な鳥獣に指定し、第3期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間

本計画の期間は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで）との整合性を図り、同計画の期間と同じ令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。

4 管理を行う区域

山口県全域とする。

5 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

(ア) 地形

本県は、本州の最西端に位置し、三方が瀬戸内海、日本海、響灘に面している。中央部には中国山地が東西に走り、東部県境の寂地山を最高峰に、県全体として東高西低のあまり高度差の大きくない丘陵性の山地が海岸部近くまで広がっている。

(イ) 気候

本県の年平均気温は、平野部では15～16度、山間部では13～15度である。年平均降水量は、平野部や盆地では1,800～2,000mm、山間部では2,000～2,400mmで、気温、降水量とも全国平均とほとんど変わらず、温暖な気候帯に属している。

(ウ) 自然植生

年間降水量の少ない瀬戸内海沿岸部の一画には、乾燥に適応したと思われるウバメガシ群落、日本海や瀬戸内海沿岸部のやや土壌の深い場所には、スタジイ、タブノキ群落が優占する。内陸部の多くがアカマツ・コナラ林であったが、現在はコジイ・カシ群落に置き換わってきている。

(エ) 森林の現況

本県の林野面積は約43万8千haで、県土に占める割合は72%となっており、そのうち、民有林における樹種別の面積割合は、スギ、ヒノキ等の針葉樹が49%、クヌギ等の広葉樹が47%、竹林等が3%となっている。

また、人工林率は、42%となっている。

(オ) 耕作地の利用状況

県内の耕作地面積は昭和60(1985)年以降、減少傾向が顕著になっており、令和2(2020)年には約2万5千haと、昭和60(1985)年と比較すると約5割以下にまで減少しており、減少面積の多くが耕作放棄されているものと推測される(表1)。

表1 耕作地面積の推移

(単位：ha)

区 分		年						
		昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
耕作地	田	45,074	38,424	35,103	29,713	28,270	25,953	22,308
	畑	4,692	3,731	3,220	2,525	2,377	1,929	1,948
	樹園地	4,985	3,553	2,893	2,283	1,915	1,460	1,074
	計	54,751	45,708	41,216	34,522	32,563	29,342	25,330

(資料：農林業センサス)

② 生息状況及び捕獲状況

(ア) 生息状況

主な生息域は、岩国市・柳井市・田布施町・下松市・光市・周南市・山口市・防府市・宇部市・美祢市・山陽小野田市・下関市・長門市・萩市・阿武町の15市町にまたがっている。県による生息状況調査では、平成27(2015)年度に、118群、約3,500から4,600頭の生息が確認され(図1)、令和2(2020)年度には、95群、約2,800から3,700頭の生息が確認されている(図2)。

(イ) 生態・特性

サルは昼行性で、一般に数十頭からなる母系の群れをつくり、一定の行動域をもって生活しているが、季節によって行動域内の利用する場所は異なる。メスは生まれた群れで一生を過ごす。オスは概ね5～8歳に成長すると生まれた群れから離れ、他の群れに加入したり、オスのグループを形成したりするほか、いわゆる「ハナレザル」として単独で生活する。

群れは、個体数の増加などによって分裂することがある。また、分布域は個体数の増加だけでなく、群れ数の増加などによっても拡大する。

図1 群れ分布(平成27(2015)年度調査)

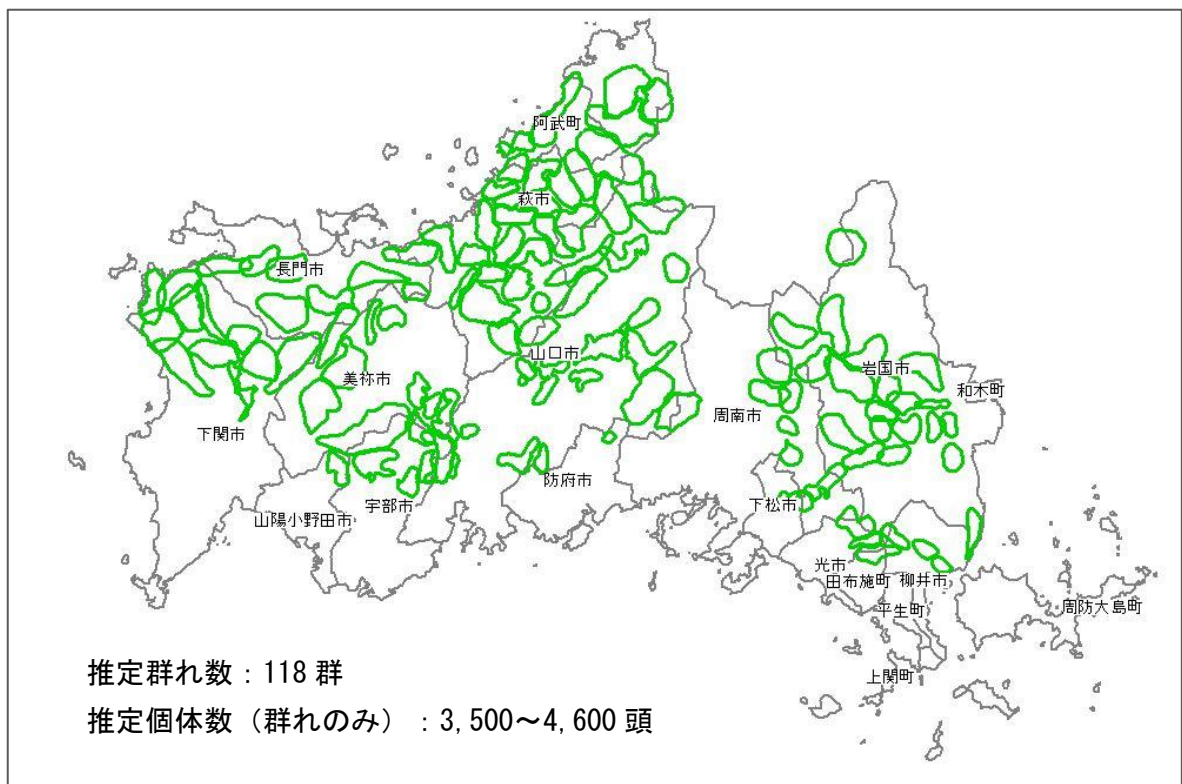
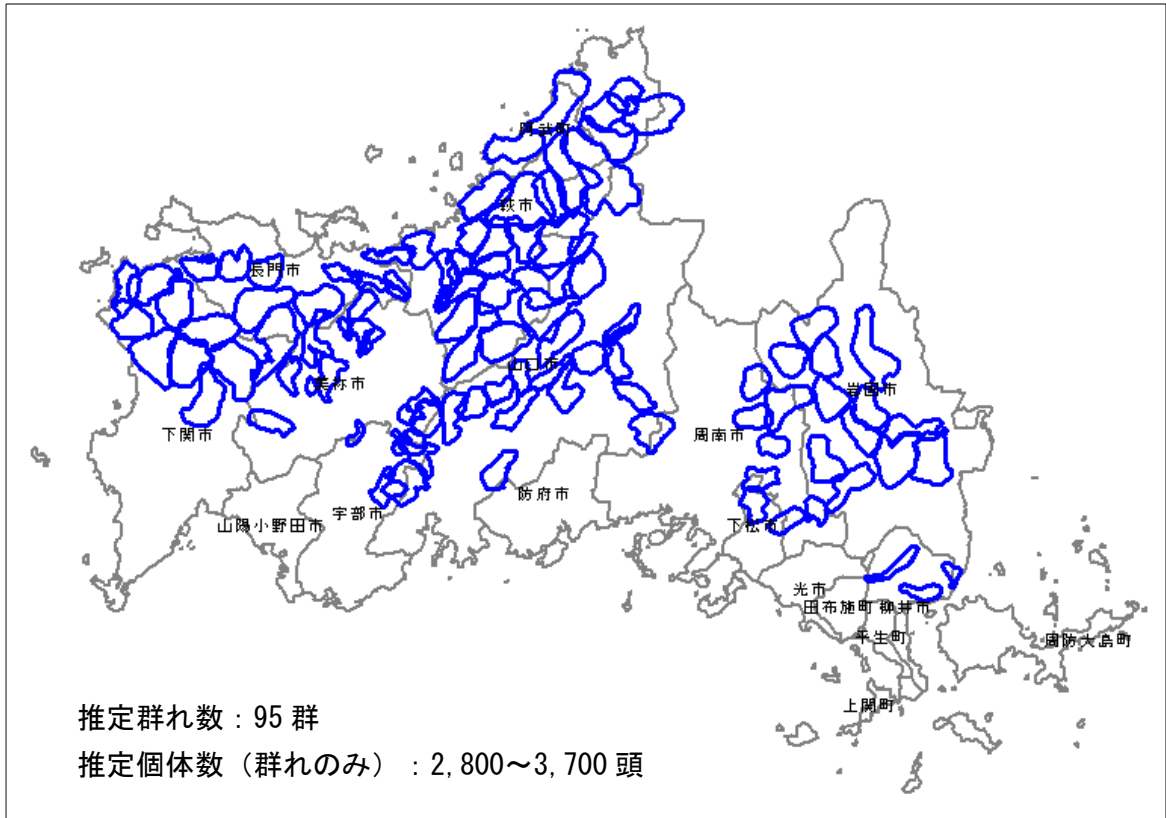


図2 群れ分布（令和2（2020）年度調査）



(ウ) 捕獲状況

サルは非狩猟鳥獣であるため、すべて有害鳥獣捕獲許可により捕獲が実施されている。平成19(2007)年度から捕獲数は増加傾向で、平成30(2018)年度には過去最高となる934頭が捕獲されたが(図3)、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度は前年度を下回っている。ほとんどの市町で捕獲数が増加傾向にあるが、一部の市町ではピークを過ぎて減少傾向がみられる(表2)。

なお、捕獲方法は銃器およびサル専用の囲いわな等による捕獲を実施している。くくりわなにより捕獲を実施している市町は見られない。

また、ICTを活用した捕獲に取り組み始めた市町がみられる。

図3 有害捕獲数の推移

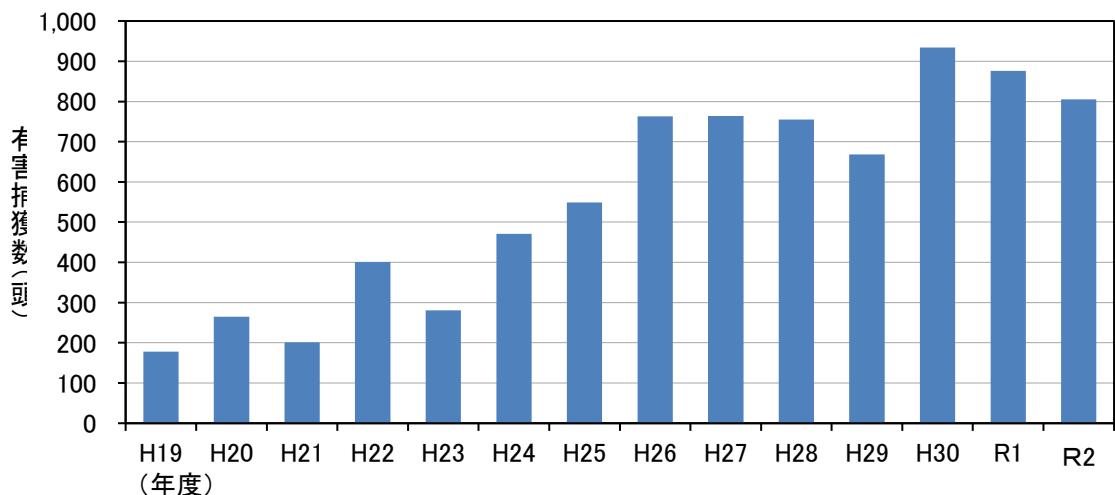


表2 市町別の捕獲数の推移

(単位：頭)

市町名	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
岩国市	50	74	53	76	61	68	111	218	120	132	117	97	53	77
柳井市	4	1	0	5	2	3	11	8	11	10	12	13	17	0
田布施町	0	0	0	0	0	0	0	8	2	29	1	1	2	0
周南市	3	3	1	18	6	17	45	43	34	6	4	1	25	19
下松市	0	0	0	0	0	0	4	5	12	16	19	17	1	3
光市	0	1	3	1	5	3	2	2	0	51	22	23	3	3
山口市	13	17	17	48	39	86	70	104	137	112	58	105	175	73
防府市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美祢市	1	7	5	2	0	24	7	14	65	60	51	65	87	92
宇部市	5	8	17	27	27	29	16	47	102	67	75	86	73	8
山陽小野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	17	42	13	35	29	47	45	48	55	120	149	211	95	124
長門市	6	7	3	4	4	22	18	23	4	10	28	48	70	68
萩市	79	98	79	173	100	159	189	189	202	131	119	247	255	307
阿武町	0	7	10	12	7	13	31	54	20	11	13	20	20	27
計	178	265	201	401	281	471	549	763	764	755	668	934	876	801

(2) 被害状況及び被害防除対策

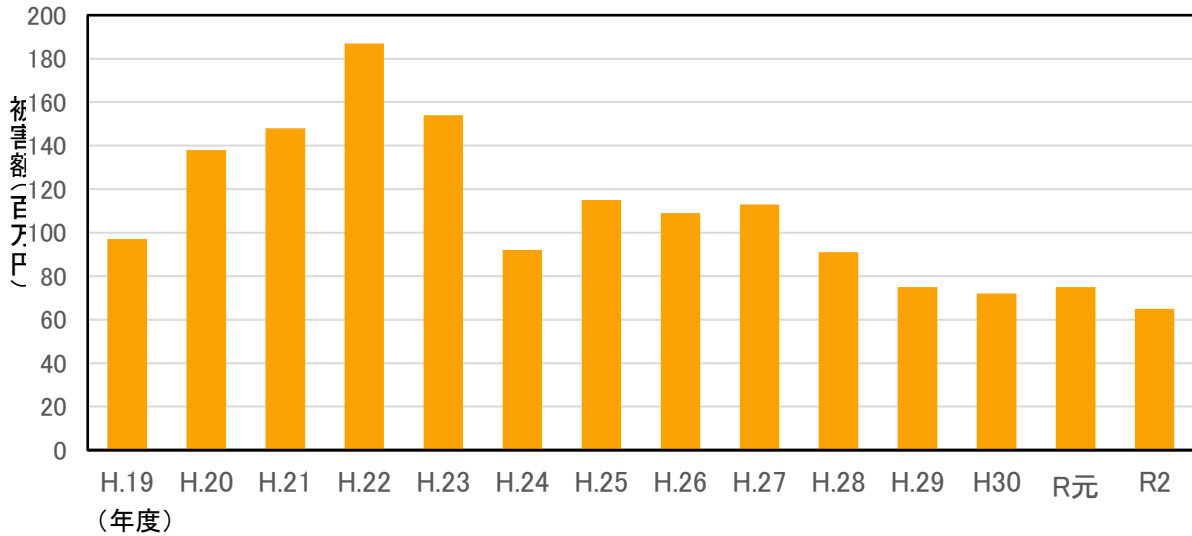
サルによる農林業被害は、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度にかけて増加しており、平成22(2010)年度には約1.9億円のピークに達したが、その後は、減少に転じている(表3、図4)。また、農林業被害額全体に占めるサルによる被害の割合は、ピーク時には23.3%であったが、近年では15~17%程度に低下している。主な被害作物は野菜、果樹、水稻、マメ類、イモ類等である。

表3 野生鳥獣全体に占めるサルによる農林業被害額の推移

(単位：百万円、%)

区分 \ 年度	平成20 (2008)	平成22 (2010)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
鳥獣被害全体	647	801	537	522	534	471	475	436	405
サル被害	138	187	109	113	91	75	72	75	65
(割合)	21.3	23.3	20.3	21.6	17.0	15.9	15.2	17.2	16.0

図4 サルによる農林業被害額の推移



被害防除対策の取組内容は市町によってさまざまであるが、ほとんどの市町で有害鳥獣捕獲、緩衝帯整備、追い払いが実施されている。また、一部ではあるが、モンキー犬を導入している市町もあるほか、複数の対策を組み合わせる総合的な被害対策として取り組んでいる市町もある。

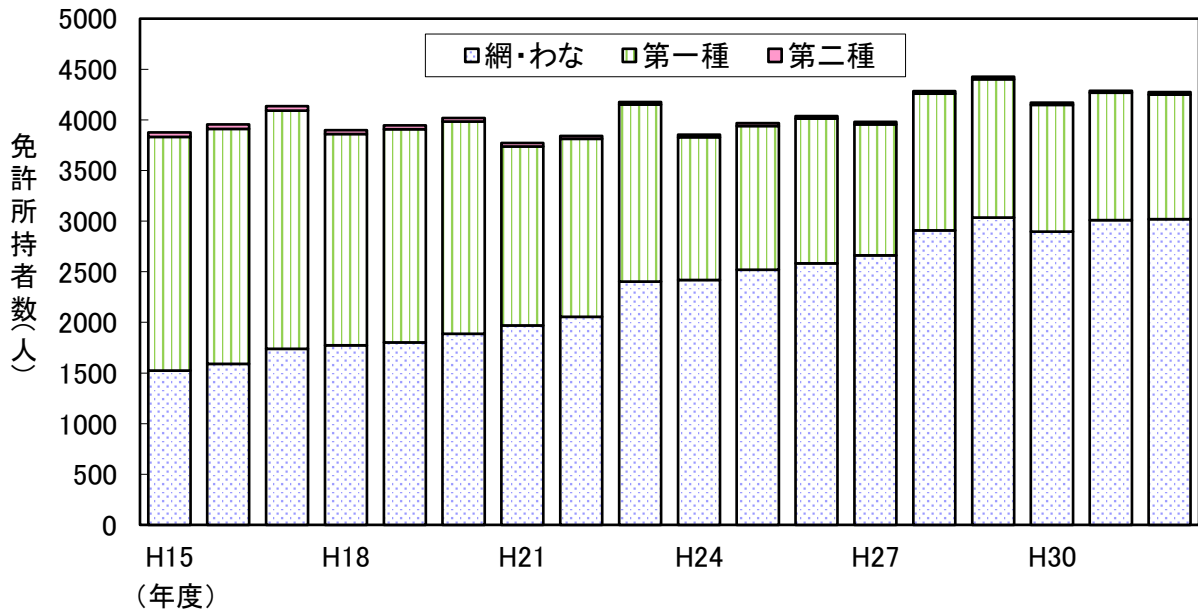
(3) 狩猟者の状況

① 狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数の総数は、平成21(2009)年度に3,771人まで減少したが、平成29(2017)年度に4,426人まで増加し、近年は4,200人台で推移している。

免許の種別で見ると、第一種銃猟(装薬銃)は平成17(2005)年度の2,354人から減少を続け、わな猟は増加している。(図5)

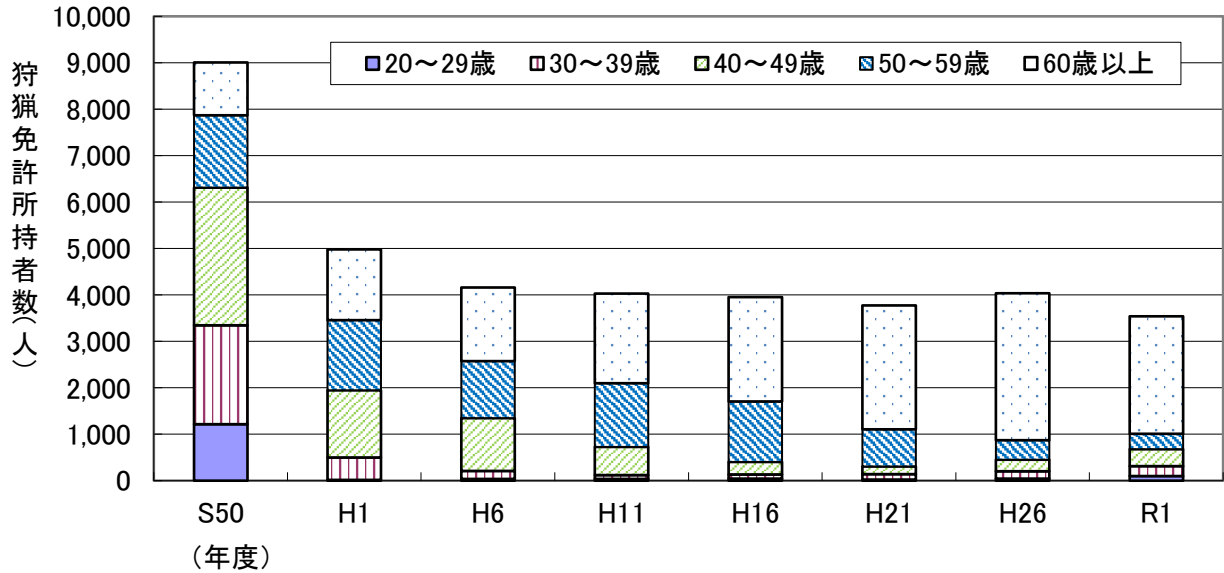
図5 狩猟免許所持者(延人数)の推移



② 狩猟免許所持者の年齢構成

狩猟免許所持者の年齢構成の経年変化を見ると、昭和50(1975)年度から平成元(2019)年度にかけて所持者が半減する中で、特に20代から40代の免許所持者が急激に減少したが、近年わずかであるが増加している。(図6)

図6 狩猟免許所持者(実人数)の年齢構成



(4) 管理の目標

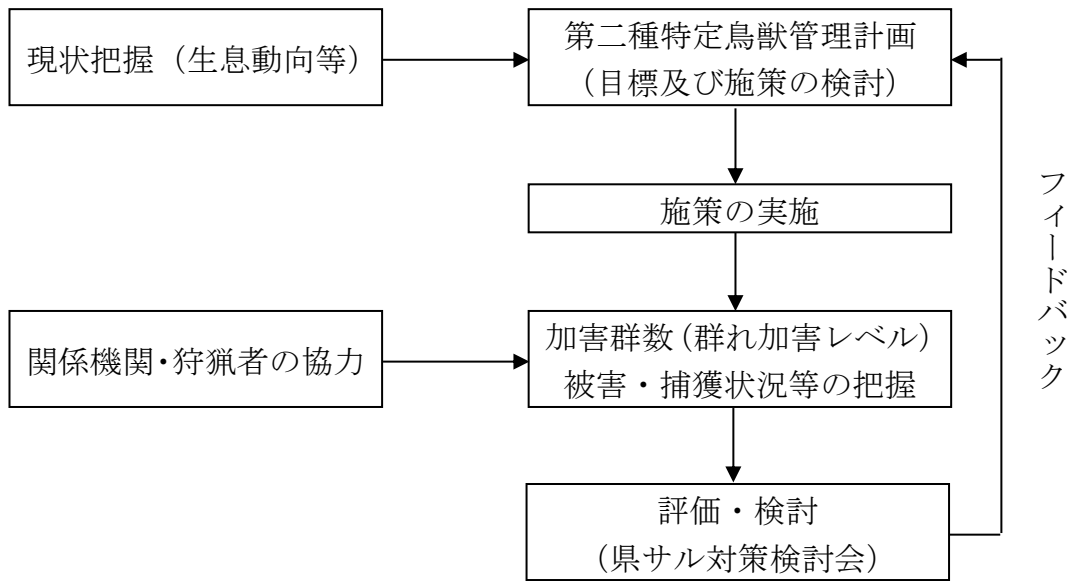
適正な被害防除対策を講じた状況下において、人身被害及び生活環境被害の根絶と、農林業被害の低減を目標とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

里山の荒廃や耕作放棄地の増加により、サルの生息域は人間活動の場に及んでおり、農林業被害や生活環境被害等が発生している。

非狩猟鳥獣であるサルは保全の対象であるため、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で個体群の維持を図ることが重要である。本計画の実施に当たっては、関係機関の連携を強化するとともに、県と市町との役割分担を明確にし、捕獲対策に加え、被害管理・生息地管理及び担い手対策を総合的に推進する。また、保全上のリスクに備え、生息状況を適正にモニタリングしつつ、捕獲数や被害金額等の推移を把握した上で計画を評価し、今後の施策にフィードバックさせる。

【サル管理フロー】



6 鳥獣の数の調整に関する事項

（1） 個体群管理の考え方

サルは母系集団の群れを形成し、比較的安定的な行動圏をもつという生態学的な特徴を有しているため、群れを管理の最小単位とする。

（2） 個体群管理の目標

被害防除対策の強化と併せて、計画的な捕獲を行うことにより、加害群の加害レベルの低減を図る。

（3） 個体群管理の方法

加害群の分布、数、群れごとの個体数、加害レベルを評価することにより、群れの特徴に応じた捕獲目標頭数・捕獲オプション・捕獲方法を検討し、適正な捕獲を実行する。また、地域における被害防除意識を向上させ、適切な被害防除対策の推進を図る。

そのため、本計画の考え方の市町への普及、被害防除対策や捕獲に関する知識及び技術の普及、関係機関の連携強化、市町との役割分担を踏まえた総合的被害対策の推進、効率的な対策技術の研究・開発の推進を図る。

① 加害レベルの判定とレベル別の群れ状況

加害レベルの評価及びレベルごとの捕獲方法については以下による。

表4 加害レベル判定表

ポイント	出沒頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるため見かけない	群れは山から出てこない	遠くにおいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的に見かける時がある	2、3頭程度の出沒が多い	遠くにおいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺で見かける
2	通年、週に1回程度どこかの集落で見かける	10頭未満の出沒が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落で見かける	10～20頭程度の出沒が多い	群れの中に20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落で見かける	20頭以上の出沒が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落ある	住宅侵入が常態化

各指標のポイントを合計して加害レベルを判定する

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

表5 加害レベルごとの群れの状況

加害レベル	群れの状況
レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出沒することがないので被害はない。
レベル1	サルの群れは集落にたまに出沒するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルの群れの出沒は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出沒し、常時被害がある。生活環境被害が発生する。
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出沒している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

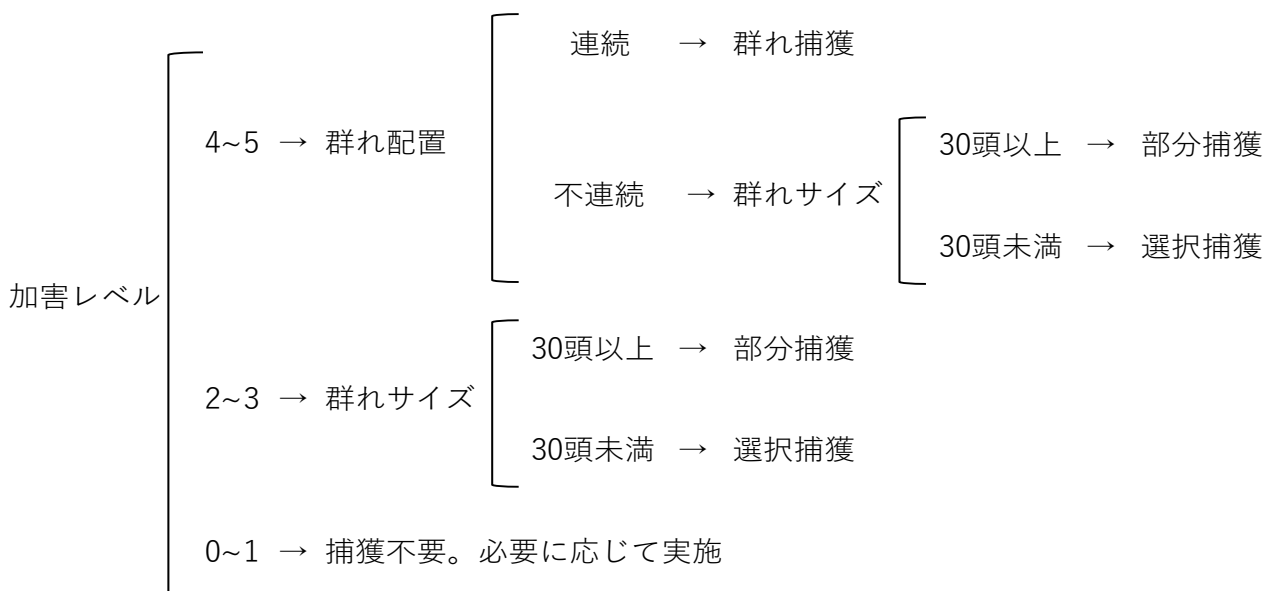
② 捕獲オプション（捕獲目標）の選択

個体群管理のための適正な捕獲を実施するため、①で判定した加害レベルや群れのサイズ等を勘案し、捕獲の目標として「群れ捕獲」、「部分捕獲」、「選択捕獲」から捕獲オプションを適切に選択する。

- ・群れ捕獲：加害群そのものを除去する目的で実施する。加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても被害が低減しない場合に、群れ全体を取り除く管理手法。
- ・部分捕獲：群れの存続を前提として、群れの個体数が多いと防護柵や追い払いといった被害防除対策を講じても被害が軽減しないため、増えすぎた群れの個体数を一定のところまで減らす管理手法。
- ・選択捕獲：群れの存続を前提として、人馴れが進んで住民に対する威嚇や人身被害、生活環境被害を繰り返す個体、甚大な農林業被害をおよぼす特定の個体を悪質個体として識別した上で、選択的に捕獲する管理手法。

なお、捕獲オプションの選択については、被害防除対策の効果の検証等をした上で、図7を参考に決定する。なお、群れ配置の不連続とは、群れ間距離が25km以上離れた場合とする。

図7 捕獲オプションの選択手順



③ 群れの分裂防止と個体群の維持

サルは数十頭からなる母系の群れをつくり、一定の行動域をもって生活しているため、群れのオトナメスを獲り過ぎると、かえって群れの分裂や絶滅もしくは消滅を招くおそれがある。このため、「部分捕獲」、「選択捕獲」を行う場合は、オトナメスの捕獲数に配慮する必要がある。

④ ハナレザルの取扱い

ハナレザルは決まった行動圏を持たず、普段サルの群れが出没しない地域に出現することがあり、農林業被害や生活環境被害が突発的に発生することがある。ハナレザルの対応については、第一に地域住民の安全確保のための注意喚起が必要である。対策に当たって放浪する個体は被害が一過性であることが多く、追い払い等による駆逐を第一とする。ハナレザルの定着性が高く被害が長期化する場合や、人身被害が発生する又はそのおそれが強い場合は、捕獲による対策を実施する。問題の緊急性や対応の難航状況に応じて、専門家から助言・指導を受ける。また、住居集合地域における麻酔銃猟の実施に当たっては、専門家を交えて慎重に協議を行う。ハナレザルの対応は突発的であることや、複数市町を跨ぎ広域におよぶことがあるため、各関係機関が連携して対応する。なお、市街地等で有害鳥獣捕獲した個体は、山野に放逐してはならない。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

生息環境の保護を図るとともに、長期的には、人工林の間伐等による下層植生の回復等による多様な森林づくりなど、サルが生息できる自然環境の整備を図り、人の生活空間とサルの生息場所の棲み分けができる環境づくりを進めていく。

また、特に被害の多い中山間地域においては、管理が行き届かない耕作放棄地や耕作地周辺の山林が、餌場や隠れ場として被害発生的重要因素となっていると考えられることから、こうした集落環境の改善に努める。

8 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、農林業被害を軽減させることはできない。計画的な捕獲と並行して集落ぐるみでの追い払いや耕作地での防護柵（電気柵）の設置、緩衝帯整備等による生息地の管理を行い、被害防除対策を総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担のもと、以下の対策を進めていく。

- ① 農林業者への総合的な被害防除対策の普及啓発（研修会等の開催等）
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

(2) 調査研究

適正な管理を推進するため、県農林総合技術センターと連携し生息状況調査の実施、新規技術の開発等を行う。また、市町や関係団体とも連携し、モニタリングデータの蓄積に努める。施策の点検・評価のため、以下の調査を実施する。

- ① 有害鳥獣捕獲等における捕獲実績
- ② 被害防除対策の実施状況と効果の検証
- ③ 農林業被害等に関する地域別の実態把握
- ④ 加害群の生息状況および群れ特性の把握

(3) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。

② 市町や関係機関との連携

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した「鳥獣被害防止計画」に沿って施策を実施する市町や、「山口県鳥獣被害防止対策協議会」等の関係機関との連携強化を図る。

③ 鳥獣被害防止特措法との整合及び連動

サルの個体群管理においては、場当たりの捕獲では被害低減効果が低だけでなく、群れの分裂等の誘発による対策の煩雑化、個体群の消滅・分断による保全上の問題等が懸念される。本計画に則った効果のある計画的な個体群管理を遂行するためには、関係法令でも特に鳥獣被害防止特措法における被害防止計画との整合を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的な管理を行うため、加害群の生息状況及び群れの特性把握、被害・捕獲状況を基にした本計画の進行管理を行うとともに、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県サル対策検討会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、管理目標及び方策の見直しを検討する。

《用語解説》

◆第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七条の二に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して鳥獣の管理を図るために、都道府県知事が任意で定めることができる計画。

◆ハナレザル

メス中心の群れから独立して行動するオスザル。生息地域から遠く離れて移動することがあるため、野生ザルの習性に不慣れな地域では大きな問題となる傾向がある。

◆ICT

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。狩猟ではICTを活用して、捕獲柵等にセンサー類を取り付け、柵内の頭数検知・自動開閉及び状況のメール通知等を行うものがある。

◆くくりわな

けもの道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、獣の足をくくり捕らえるわなのこと。

◆囲いわな

杭や柵により上面（天井部）を除く外周を囲い込み、出入り口より動物が進入した時にこれを閉鎖することにより、動物を捕獲する構造をもつわなのこと。

◆第一種（狩猟免許）

狩猟免許の種類。装薬銃（ライフル銃及び散弾銃）、圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆第二種（狩猟免許）

狩猟免許の種類。圧縮ガス銃及び空気銃が使用できる。

◆モンキードック

農林業被害を防止するため野生獣類の追い払いを目的として訓練を受けた犬のこと。平成17(2005)年に長野県で導入され、県内では平成20(2008)年度に追い払い犬の養成訓練・サルの追い払いが開始されている。

◆緩衝帯

耕作放棄地や、手入れがされていない里山などにある草木や小径木、不要木の間伐、放任果樹の伐採を行い、見通しを良くした区域のこと。緩衝帯を作ることで野生鳥獣の潜み場をなくし、農地への出没や侵入を抑止でき、農作物被害の軽減が期待できる。

◇ 参 考 资 料 ◇

資料1 山口県の群れごとの推定頭数及び加害レベル

地域	群れ名	推定 個体数	加害 レベル	備考	旧群れ名 (第1次調査)
下関	SM1	40～50	3～4		下1
	SM2	40～50	3～4		下2
	SM3	40～50	3		下3
	SM4	20～30	3		下5
	SM5	20～30	3～4		下6
	SM6	50～60	3		下7
	SM7	20～30	2～3		下8
	SM8	20～30	3～4		下9
	SM9	50～60	3		下10
	SM10	40～50	3～4		下12
萩	HG1	20～30	3～4		萩1
	HG2	20～30	3～4		萩2
	HG3	40～50	3		萩3
	HG4	30～40	3		萩4
	HG5	30～40	3		萩5
	HG6	30～50	3～4		萩6
	HG7	40～50	3～4		萩7
	HG8	20～30	3		萩8
	HG9	30～40	3～4		萩9
	HG10	50～60	3		萩10
	HG11	20～30	2～3		萩11
	HG12	20～30	2～3		萩12
	HG13	10～20	2		萩13
	HG14	30～40	3	統廃合	萩14・萩32
	HG15	30	2		萩15
	HG16	100	4		萩16
	HG17	30～40	3		萩17
	HG18	60～70	3～4		萩18
	HG19	40～50	3		萩19
	HG20	30	2～3	統廃合	山11・萩20
	HG21	50～60	4	統廃合	萩21・山21・山22
	HG22	50	3		萩22
	HG23	30～40	3	統廃合	萩23・萩25
	HG24	50～60	4	統廃合	萩24・萩29
	HG25	30～40	3	統廃合	萩26・萩27・萩28
	HG26	40～50	3～4		萩30
	HG27	20～30	3		萩31
	HG28	70～80	4		萩33
	HG29	30	3～4		萩34
	HG30	40～50	3	分割	萩35
	HG31	40～50	3	分割	萩35
	HG32	50～60	3		萩36

資料1 山口県の群れごとの推定頭数及び加害レベル（つづき）

地域	群れ名	推定 個体数	加害 レベル	備考	旧群れ名 (第1次調査)
宇部	UB1	50～60	3	統廃合	宇1・下11
	UB2	40～50	3～4		宇2
	UB3	30～50	3		宇3
	UB4	20～30	2～3		宇4
	UB5	30～40	3		宇6
	UB6	30～40	3		宇7
	UB7	120	3～4		宇8
	UB8	30～40	2～3		宇9
	UB9	60～70	3～4		宇10
	UB10	100～150	3～4		宇13
	UB11	20～30	3		宇14
	UB12	30～40	3	新規検出	
山口	YM1	50～60	3～4		山1
	YM2	20～30	3		山2
	YM3	40～50	3～4		山6
	YM4	20～30	3		山7
	YM5	30～40	3		山8
	YM6	40～50	4		山9
	YM7	20～30	3		山10
	YM8	40～50	2～3		山12
	YM9	10～20	2～3		山13
	YM10	10～15	2～3		山14
	YM11	50～60	3～4	統廃合	山15・萩20
	YM12	20～30	2～3		山16
	YM13	30	2		山17
	YM14	10～20	3		山18
	YM15	100	4	新規検出	
	YM16	30	3	新規検出	
	YM17	30	2	新規検出	
	YM18	60～70	3～4	新規検出	

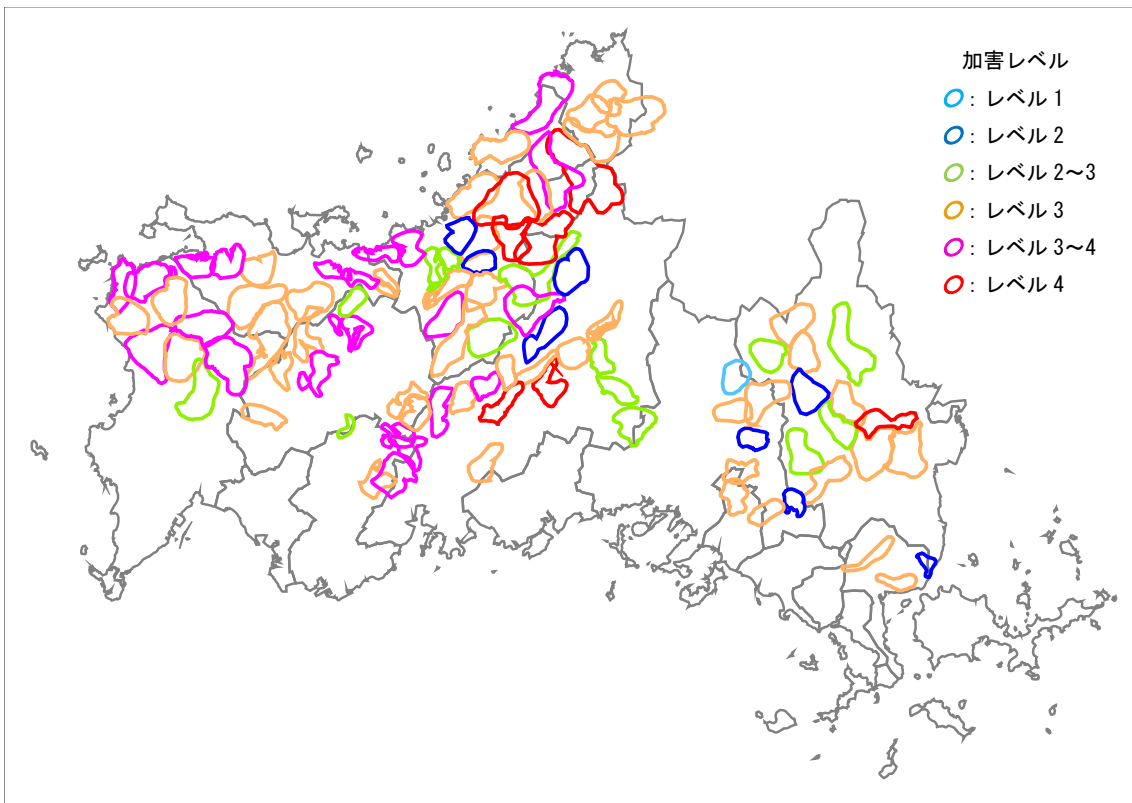
資料1 山口県の群れごとの推定頭数及び加害レベル（つづき）

地域	群れ名	推定 個体数	加害 レベル	備考	旧群れ名 (第1次調査)
周南	SN1	20~30	3		周1
	SN2	50~60	1		周2
	SN3	30~40	3	統廃合	岩4・周3
	SN4	10~20	2		周4
	SN5	10~20	2		周5
	SN6	20~30	3		周6
	SN7	20~30	3		周7
	SN8	30~40	3		周8
	IW1	20~30	3		岩2
	IW2	20~30	2~3		岩3
	IW3	10~20	2		岩5
	IW4	20	2~3		岩6
	IW5	10~20	3		岩7
柳井	IW6	40~50	3		岩8
	IW7	30	2~3	統廃合	岩9・岩11
	IW8	30	4	統廃合	岩10・岩14
	IW9	30	3		岩12
	IW10	10~20	2~3		岩13
	IW11	20~30	3	統廃合	岩15・岩16・岩17
	IW12	30	3		岩19
	IW13	20~30	2		岩20
柳井	YN1	20~30	3		柳2
	YN2	20~30	3	統廃合	柳3・柳4

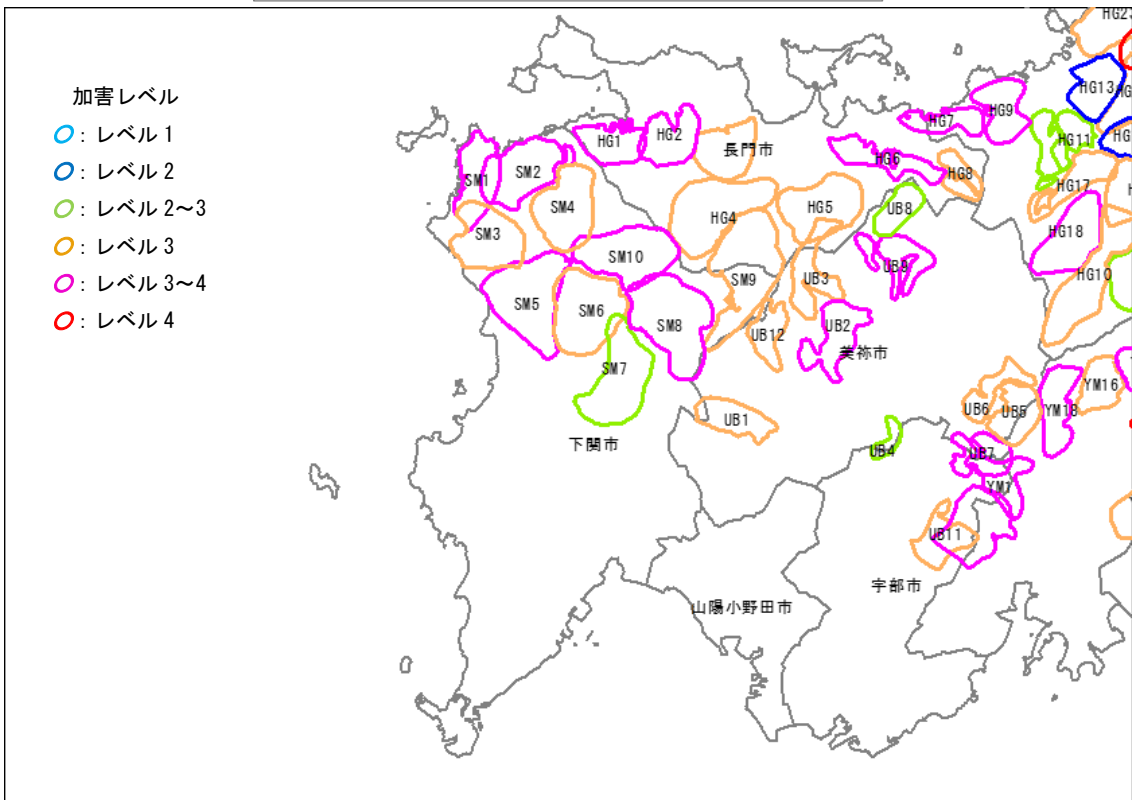
資料2 山口県の加害レベルごとの群れ数及び推定個体数

加害レベル	推定群れ数	推定個体数	
		最小	最大
1	1	50	60
2	8	150	200
2~3	14	300	405
3	44	1320	1730
3~4	21	752	990
4	7	260	280
総計	95	2832	3665

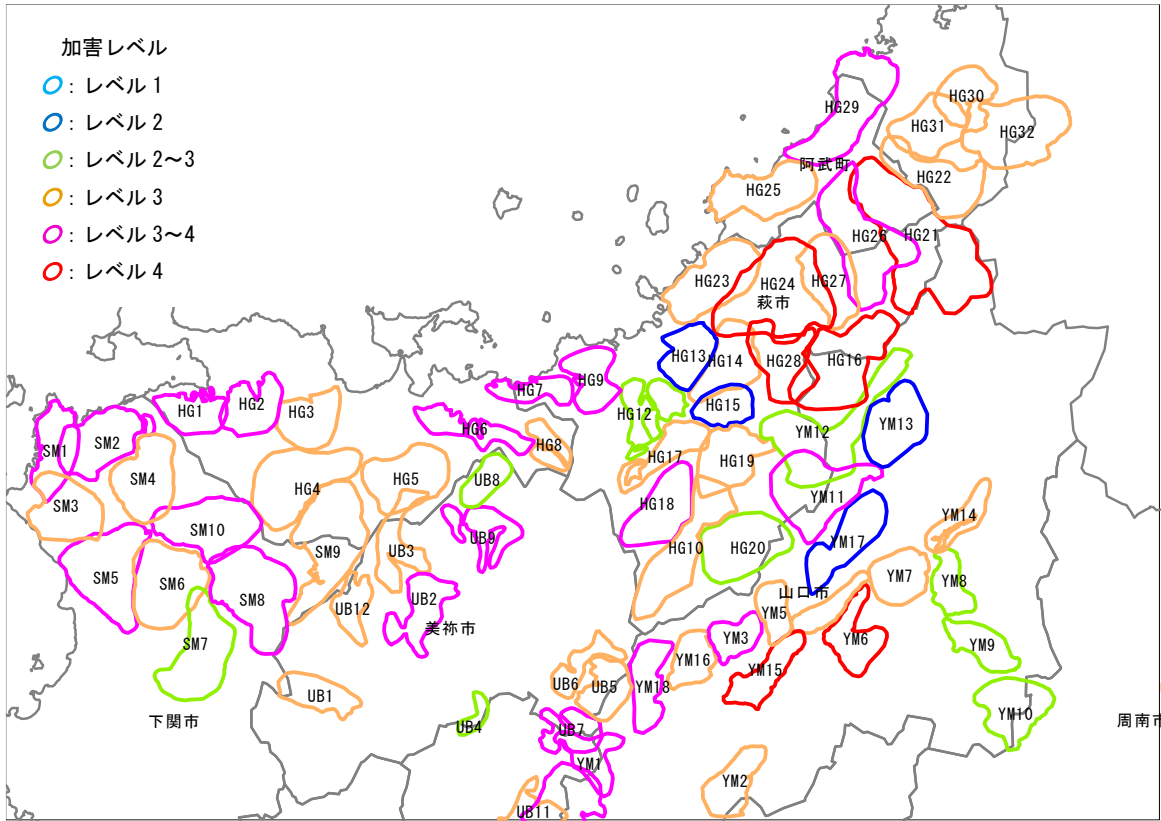
資料3 山口県の群れの加害レベル分布図



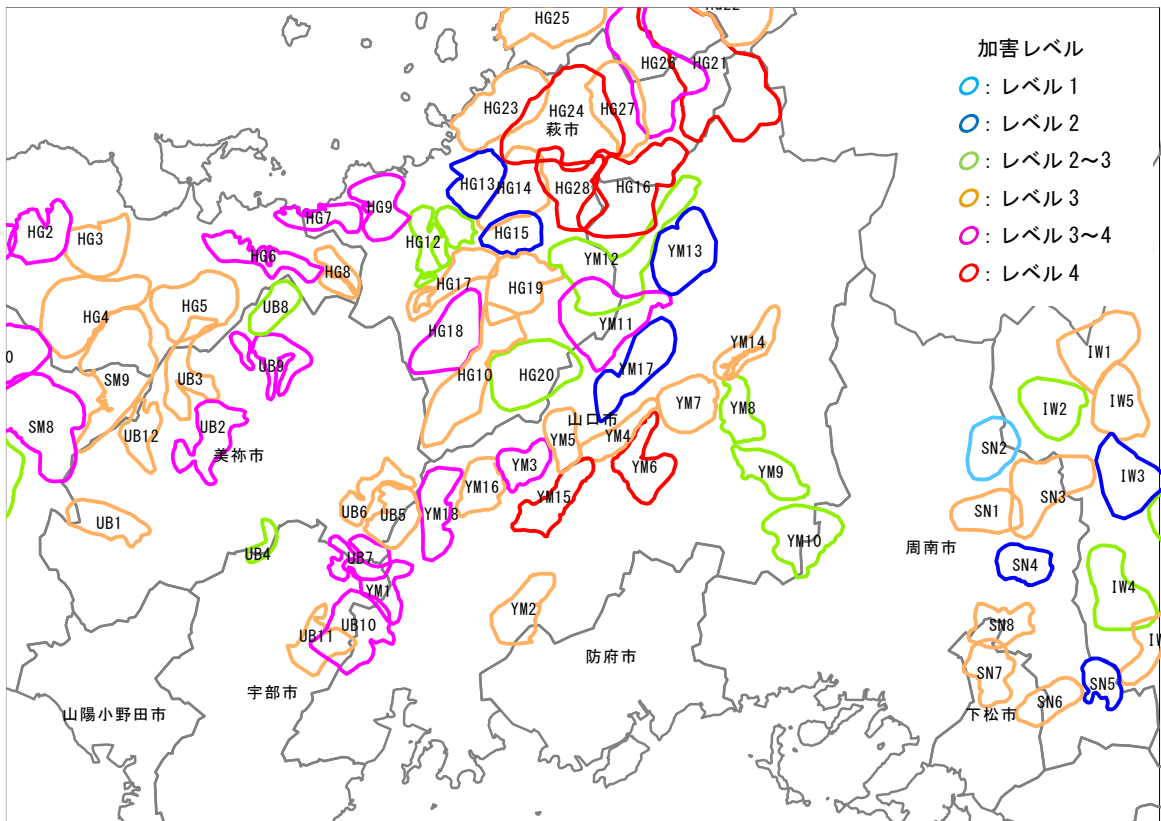
下関市・美祢市・宇部市・山陽小野田市



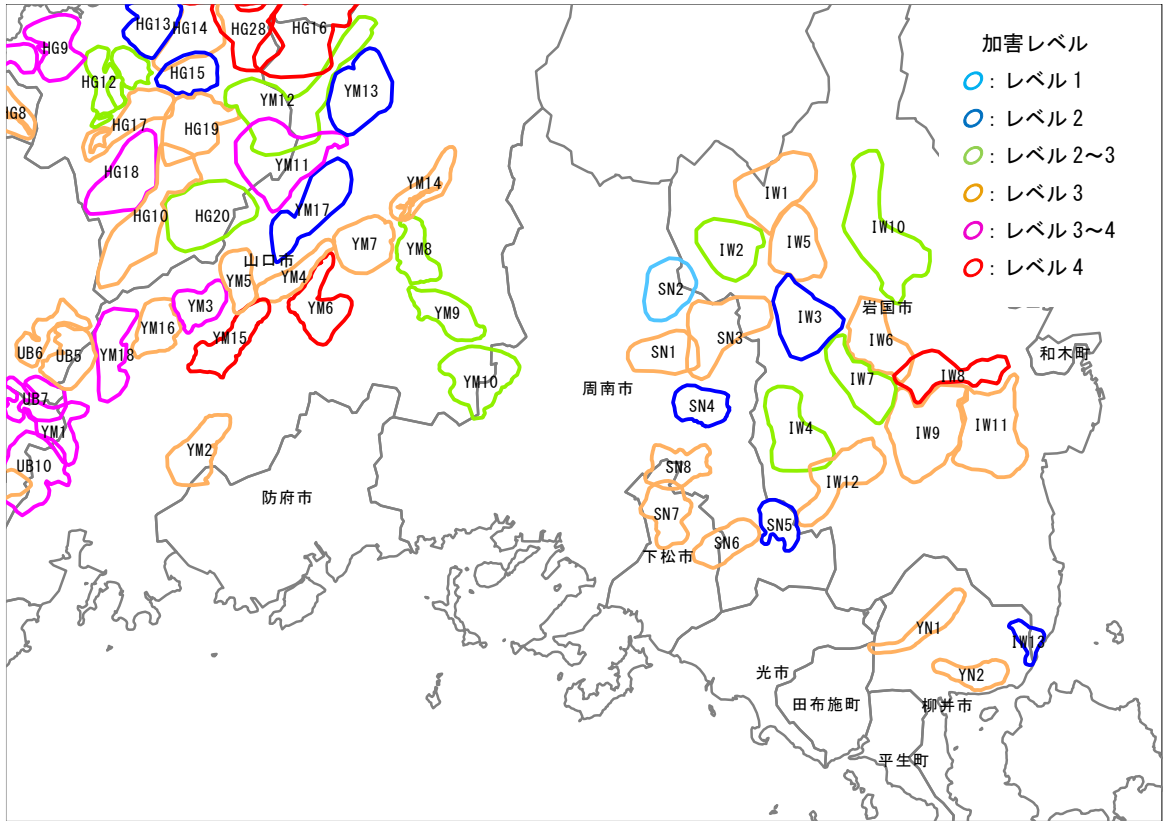
長門市・萩市・阿武町



山口市・防府市



周南市・下松市・光市・柳井市・田布施町



岩国市

